



PwC Indonesia Legal Alert

2024年10月/第26号

電力インフラの開発を加速させる一方、国内製品の使用を優先^{P1}

電力インフラの開発を加速させる一方、国内製品の使用を優先

2024年7月31日、インドネシアのエネルギー・鉱物資源省(下、「MEMR」)は、電力インフラの建設における国内製品の利用に関するMEMR規則2024年第11号(以下、「MEMR規則11/2024」)を発行しました。この規制は、国内製品およびサービスを優先することによるインドネシアの電力インフラ開発戦略において、重要な転換点を示します。以前は、工業省(以下、「MOI」)がこのようなプロジェクトにおける国内製品の使用を監督していましたが、MEMR規則11/2024の施行により、この責任はMEMRに移管されました。一方、MOIは引き続き個々の製品およびサービスの国内調達率(Tingkat Komponen Dalam Negeri – 以下、「TKDN」)の決定に関する権限を保持します。この政策変更は、インフラプロジェクトを加速させつつ、国内産業の発展を推進することを目指しています。

この政策変更は、2024年に発行された工業省規則2024年第33号(以下、「MOI規則33/2024」)によって、これまでの電力インフラ開発に関する国内製品使用ガイドラインである、工業省規則54/M-IND/PER/3/2012(以下、「MOI規則54/2012」)を廃止したことに始まります。旧規制は、太陽光発電所(Pembangkit Tenaga Listrik Tenaga Surya – 以下、「PLTS」)で使用する太陽光モジュールのTKDNを60%とする目標を設定し、2025年1月1日までに完全な達成を求めていました。国内産業が部品生産の準備をするための時間的猶予を設けていますが、再生可能エネルギー向け投資の進捗が遅いことに加え、国内産のモジュールのコストが高いことから、事業者が目標を達成するは困難な状況となっていました。今回、MOI規則33/2024の発行に伴い、旧規制が廃止され、MEMR規則11/2024が電力インフラプロジェクトに対する新しいTKDNの要求を設定し、国内部品利用目標の達成に向けたロードマップおよび再生可能エネルギーと非再生可能エネルギープロジェクト双方のガイドラインを提供することになっています。

MEMRは、MEMR規則11/2024の発行に基づき、2024年に新・再生可能エネルギー(Energi Baru Terbarukan dan Konservasi Energi – 以下、「EBTKE」)分野への12億3,000万米ドルの投資目標を設定しました。いくつかのプロジェクトが進行中であり、業界は順調に適応していて、TKDNはもはや問題ではなくなりつつあります。MEMRのエニヤ・リストイアニ・デウ新・再生可能エネルギー総局長は、「新・再生可能エネルギー分野の事業は現在、TKDNの問題もなく順調に進んでいます。本来の成果は140億米ドルであるべきですが、インドネシアの国家電源供給計画(Rencana Usaha Penyediaan Tenaga Listrik – 「RUPTL」)の定

める目標が完全に達成されなかつたため、我々の目標は依然として12億3,000万米ドルです。これはバフリル・ラハダリアエネルギー・鉱物資源大臣にとって重要な懸念事項です」と述べました。¹

MEMR規則11/2024の主なポイント

1. 範囲

MEMR規則11/2024は MOI規則54/2012に比し、TKDNの要件において重要な変更点があります。MOI規則54/2012は、主に従来型の発電所（蒸気、水力、地熱、ガス、蒸気ガス、太陽光）と、送電線、変電所、配電線などの関連インフラに焦点を当てていましたが、MEMR規則11/2024は対象範囲を拡大し、風力、バイオマス、バイオガス、廃棄物発電など、より多くの再生可能エネルギー源を含むようになりました。この拡大は、インドネシアのサステナビリティへの強いコミットメントを反映しており、化石燃料依存の削減と再生可能エネルギーの促進に向けた取り組みと一致しています。

2. 国内製品の使用

MEMR 11/2024の主要なポイントの一つは、以下の資金源・枠組みによる電力インフラプロジェクトにおいて、国内の製品およびサービスの使用が義務付けられています：

- 国家予算または地方予算
- 国内外の融資やグラント
- 国営企業(BUMN)、地方公営企業(BUMD)、または官民連携(public-private partnerships、PPP)に参画する民間企業のプロジェクト。

しかし、以下の場合に限り、輸入品の使用が許可されます：

- 国内製品の調達ができない場合
- 国内製品が技術仕様を満たせない場合
- 国内製品の十分な調達ができない場合

電力インフラプロジェクトにおいて国内製品の必要な調達ができない場合、製造業者または関連協会によってその旨が宣言されなければなりません。関連協会とは、各再生可能エネルギーの種類ごとに以下が存在します：

No.	再生可能エネルギーの種類	協会名
1.	水力発電所(Pembangkit Listrik Tenaga Air –「PLTA」)	インドネシア水力発電開発者協会(Asosiasi Pengembang Pembangkit Listrik Tenaga Air、「APPLTA」)
2.	地熱発電所(Pembangkit Listrik Tenaga Panas Bumi –「PLTP」)	インドネシア地熱協会(Asosiasi Panas Bumi Indonesia、「API」)
3.	太陽光発電所(Pembangkit Listrik Tenaga Surya –「PLTS」)	インドネシア太陽エネルギー協会(Asosiasi Energi Surya Indonesia、「AESI」)
4.	風力発電所(Pembangkit Listrik Tenaga Bayu –「PLTB」)	インドネシア風力エネルギー協会(Asosiasi Energi Angin Indonesia、「AEAI」)

¹ <https://www.cnbcindonesia.com/news/20240910114119-4-570597/aturan-tkdn-plts-direlaksasi-pemerintah-kejar-investasi-ebt-rp19-t>

No.	再生可能エネルギーの種類	協会名
5.	バイオマス発電所(Pembangkit Listrik Tenaga Biomassa – 「PLTBm」)	インドネシアバイオマス・バイオエネルギー協会(Asosiasi Biomassa & Bio Energi Indonesia、「ABBEI」)
6.	廃棄物発電所(Pembangkit Listrik Tenaga Sampah – 「PLTSa」)	インドネシア固体廃棄物協会(Indonesia Solid Waste Association 「InSWA」)

各協会は、発電所向けの物資の確保において重要な役割を果たしています。一方、非再生可能エネルギーである蒸気発電所(Pembangkit Listrik Tenaga Uap – 「PLTU」)、ガス発電所(Pembangkit Listrik Tenaga Gas – 「PLTG」)、蒸気ガス発電所(Pembangkit Listrik Tenaga Gas Uap – 「PLTGU」)、およびガスエンジン発電所(Pembangkit Listrik Tenaga Mesin Gas – 「PLTMG」)などは、関連協会が存在しないため、将来的には調達プロセスの遅延や国内製品の確認・検証が困難になる可能性があります。調達プロセスをより効率的かつ整然としたものにするためには、専用の組織の設立が求められます。

3. ロードマップと国内製品一覧表(Appreciation Book)

MEMR 11/2024は、電力インフラプロジェクトにおいて特定のTKDN目標を達成するためのロードマップの作成を義務付けています。このロードマップは、国内調達率の割合を増やしながら電力インフラプロジェクトの開発を導いていくために使用されます。更にMEMR 11/2024は、承認された国内製品・サービスおよびそのプロバイダーを一覧にした国内製品一覧表(Buku Apresiasi - 「Appreciation Book」)の発行を導入しています。MEMRは、国内製品の使用を促進するために価格調整を行うことができます。但し、MEMR電力総局によれば、これらのロードマップ及び国内製品一覧表(Appreciation Book)はまだ作成段階にあり、未だ導入には至っていません。

4. TKDNの下限

MOI規制54/2012と比較して、MEMR規制11/2024はTKDNの下限に関する新しいルールを導入しています。MOIの旧規制では産業部品の個々の製品やサービスに焦点を当てているのに対し、MEMR 11/2024は電力インフラプロジェクトで使用される製品とサービスの合計のTKDNの基準を設定する権限をMEMRに与えています。

各電力インフラプロジェクトにおける合計のTKDNの下限は、別のMEMR法令で規定されています。2024年8月に、MEMRは省令191.K/EK.01/MEM.E.2024(以下、「MEMR令191/2024」)に基づいてTKDNの下限にかかる規制を発行しました。MEMR令191/2024は、さまざまな種類のプロジェクトに対して特定のTKDNの割合を以下のとおりに設定しています。

No.	発電所の種類	製品・サービスを組み合わせたTKDNの下限値
1.	蒸気発電所 (PLTU)	a. 容量600MWまで: 27.18% b. 容量600MW以上: 18.83%
2.	ガス発電所 (PLTG)	10.39%
3.	ガス蒸気発電所 (PLTGU)	21.93%
4.	ガスエンジン発電所 (PLTMG)	23.96%
5.	地熱発電所 (PLTP)	a. 容量60MWまで: 24% b. 容量60MW以上: 29% c. 地熱発電所(一部): 20%
6.	水力発電所 (PLTA)	a. 容量10MWまで: 45% b. 容量10MW超から50MWまで: 35% c. 容量50MW超: 23%
7.	太陽光発電所 (PLTS)	20%
8.	風力発電所 (PLTB)	15%
9.	バイオマス発電所 (PLTBm)	21%
10.	バイオガス発電所 (PLTBg)	25.19%
11.	廃棄物発電所 (PLTSa)	16.53%
12.	送電線	a. 架空送電線、150 kV: 60.71% b. 架空送電線、275 kV: 65.65% c. 架空送電線、500 kV: 38.13% d. 地下ケーブル、15 kV: 56.40%
13.	変電所	a. 変電所、150 kV: 39.87% b. 変電所、275 kV: 24.79% c. 変電所、500 kV: 13.28% d. ガス絶縁開閉装置 (Gas Insulated Switchgear、GIS)、150 kV: 12.95% e. ガス絶縁開閉装置 (Gas Insulated Switchgear、GIS)、500 kVまで: 17.38%

これらTKDNの割合は、発電所から変電所、送電線に至るまで、広範なインフラを網羅しています。MEMR規則11/2024は、TKDN下限値の定期的な評価を3年ごと、または必要に応じて行うことも定めています。再生可能エネルギーおよび非再生可能エネルギープロジェクトにおけるTKDN下限値の算出手順の詳細はそれぞれ、電力総局長令150/2024(再生可能エネルギー向け)および総局長令364/2024(非再生可能エネルギー向け)の付録に記載されています。

5. 検証とコンプライアンス

TKDN要件のコンプライアンスを確保するためには、プロジェクト完工・引き渡し前に政府によって認可された独立検証者による検証が必要です。この検証プロセスは、プロジェクトがMEMR規則11/2024で定められたTKDNの下限値を満たしているかどうかを確認するために重要です。

6. インセンティブと罰則

MEMR規則11/2024は、電力インフラプロジェクトにおける国内製品の使用を促進するために、以下のとおり、いくつかのインセンティブ・罰則を導入しています。

- 国内製品に価格優遇措置を設け、輸入製品と比べて魅力度を向上させること
- TKDNの下限が満たされない場合、書面による警告、事業一時停止、罰金、事業許可の取り消しなどの行政措置が課される可能性があります。
- TKDNの下限が満たされる場合、感謝状の授与、メディアでの発表、その他の形での表彰などの報奨を受けることができます。

7. モニタリングと監督

MEMRは、TKDNの遵守状況を定期的にモニタリングし、評価を行います。このモニタリングと評価は、関連する他省庁・機関と協力して実施されます。規則には、業界の変化や技術の進歩に対応するため、TKDN下限値を少なくとも3年に一度評価することが規定されています。

8. 特定の条件

• 進行中のプロジェクト

2021年時点で計画、建設、または運用段階にある既存のプロジェクトで、まだTKDNの検証を受けていないものは、MEMR11/2024に準拠しなければなりません。但し、風力、バイオマス、バイオガス、廃棄物発電所、および配電ネットワークを含む特定の再生可能エネルギープロジェクトには例外が適用されます。

• 太陽光発電プロジェクト(PLTS)

太陽光発電プロジェクトについては、特定の条件下において、2025年6月30日までTKDNの要件に関する緩和措置が認められています。特定の条件とは、インドネシアへの投資を確約した企業によって、国内での組み立て、または輸入された太陽光モジュールに適用されます。商業運転の開始時期および投資履行の期限は守らなければなりません。

• 外国資金によるプロジェクト

MEMR規則11/2024は、外国からの融資やグラントによって支援される電力インフラプロジェクトにも適用されますが、融資またはグラントの契約において別途規定がある場合はこの限りではありません。外国の融資やグラントの契約の取り決め如何によって例外が認められる場合がありますが、プロジェクト価値の少なくとも50%以上は二国間または多国間の機関(国際機関)の資金でなければなりません。

• 国境を越えた電力販売のプロジェクト

国境を越えた電力販売プロジェクトにおいても、国内製品の使用につき、MEMRによって定められたTKDNの下限を遵守する必要があります。

まとめ

MEMR規則11 /2024は、インドネシアの電力インフラ開発における戦略的な転換点を示しています。国内製品の使用を優先することで、地場産業の活性化と輸入依存の軽減を図りつつ、特に太陽光発電などの特定の再生可能エネルギー分野においては、規則に柔軟性を取り入れることでプロジェクト推進の観点とのバランスを取っています。この規則は、国内経済の成長を促進し、インドネシアがエネルギー自給および産業化の目標の達成を推進していくことを目的としています。TKDNIに重点を置きながら、インセンティブと罰則の両方を設定し、事業者が最低限の国内調達基準を遵守するようにし、これを超える企業には報奨も与えることとしています。MEMR規則11/2024は、太陽光の電力インフラ産業における課題にも対処しており、開発を促進させるため、国内調達要件を一部緩和しています。また EMR規則11/2024は、強力なモニタリングと評価システムを備えることで、特に再生可能エネルギーの需要が増加する中、持続可能で競争力のある国内エネルギー産業のための強固な基盤を築いています。この規則は、政府機関の監督、国内製品の優先、電力セクターにおける物流および規制上の障害への対処を確実なものにすることを通じ、長期的な経済レジリエンスを育むという広範なビジョンを反映しています。

Your PwC Indonesia contacts:

Please feel free to contact our Legal Specialists.

Indra Allen

Partner
PwC Legal Indonesia
indra.allen@pwc.com

Adi Pratikto

Partner
PwC Legal Indonesia
adi.pratikto@pwc.com

Danar Sunartoputra

Partner
PwC Legal Indonesia
danar.sunartoputra@pwc.com

Fifiek Mulyana

Junior Partner
PwC Legal Indonesia
fifiek.mulyana@pwc.com

Puji Atma

Junior Partner
PwC Legal Indonesia
puji.atma@pwc.com

Indra Natakusuma

Junior Partner
PwC Legal Indonesia
indra.natakusuma@pwc.com

Dimas Bimo

Junior Partner
PwC Legal Indonesia
dimas.bimo@pwc.com

Agnes Wardhana

Junior Partner
PwC Legal Indonesia
agnes.wardhana@pwc.com

Narindra Krisnamurti

Senior Manager
PwC Legal Indonesia
narindra.krisnamurti@pwc.com

www.pwc.com/id



PwC Indonesia



@PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to id_contactus@pwc.com

DISCLAIMER: This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PwC Legal Indonesia, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

The documents, or information obtained from PwC, must not be made available or copied, in whole or in part, to any other persons/parties without our prior written permission which we may, at our discretion, grant, withhold or grant subject to conditions (including conditions as to legal responsibility or absence thereof).

© 2024 PwC Legal Indonesia. All rights reserved.

PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.